

# 日本慢性期医療協会 定例記者会見

日時：平成30年12月13日16:30～  
場所：日本慢性期医療協会

「消費税」について

土地の売買・賃貸は無税。  
然るに建築物には同じく不動産で  
ありながら消費税がかかる。

建物	は	す	で	に	
不動産	取得	税			4%
消費	費	税			8%⇒10%
固定	資産	税			1年で1.7%
					20年で34%
					40年で68%

建物を建築して、  
40年間で不動産価値の  
実に80%以上の税金を払わされる。

病院は民間といえども、地域に許可された病床を公的医療保険で運営している「社会的医療資源」であり、医師個人だけのものではない。

公立・公的病院には多額の補助金や補填金が投入されている。しかしながら、それにもかかわらず収支が赤字のところが多い。

しかし民間病院には公的補助金や赤字補填などは、ほとんどなされていない。賢明に経営努力をしながら地域医療を担っている。

1945年	終戦
1950年前後	病院建設ラッシュ
1985年前後	病院増改築・病床数増加
2020年前後	病院改築・病床削減（予定）
⋮	

2040年までは高齢化は進行する。  
病院病床は削減されるが、その代わりに  
居住系介護施設が増加する。  
2040年以降は病院も居住系施設も  
さらに減少してゆくことになるだろう。

病院の建て替え時期が来ているが、オリンピックや万博のために建築費が高止まりしていて過大な投資となり、公的医療保険の現状では、リニューアルした途端に倒産になる恐れもある。

その上に消費税の増税である。  
医療は非課税であり、収支に大きな損が  
出ないように考慮してくれている。

然るに病院建築すると、10%の消費税を  
払わなければならない。  
50億円の建築に5億円の消費税である。  
さらに大型最新の医療機器も入れると、  
莫大とならる。

50億円の建築費の10%の5億円の消費税は、5年間で減価償却は可能であるが、毎年1億円以上利益を出す法人でなければ償却できない。

## 消費税10%時点も「非課税」 ている」

## 厚労省が説明、診療側「驚い

2012年4月13日



厚生労働省大臣官房の唐澤剛審議官は11日の中医協総会（会長＝森田朗・学習院大法学部教授）で、控除対象外消費税問題について「8%、10%までは高額な投資（への対応）と、診療報酬制度で対応するというのが政府全体の決定」と述べ、消費税を8%へ引き上げる段階だけではなく、10%の段階でも非課税を維持し診療報酬で補填する現行の仕組みを踏襲する考えを示した。診療側の西澤寛俊委員（全日本病院協会会長）は「10%に上がるときは、課税を含めて議論すると実は捉えていた。今の説明に驚いている。持ち帰って検討させてもらいたい」と述べた。



消費税引き上げへの対応について議論した中医協総会＝11日、厚労省内

## ■ 「病院は原則課税」も一つの見識 消費税問題で日慢協・武久会長

日本慢性期医療協会の武久洋三会長（社会保障審議会・医療保険部会委員）は13日、医療の消費税問題について本紙の取材に応え「中医協総会で10%も非課税と明示されたことで、原則課税へのいちろの望みも断たれた。極めて遺憾だ」と述べた。その上で「そもそも、診療所と病院では控除対象外消費税の発生が大きく異なる。その影響に鑑みて、病院は原則課税にするなど、ダブルスタンダードを作ることも一つの見識ではないか」とも述べた。

武久会長は「消費税率10%までを非課税とする場合、“高額な投資にかかる消費税負担”の解釈について医療関係団体が要望事項をまとめるなど、建設的な行動に進むべき」との考えを示した。高額な投資部分として厚生労働省は、病院の建て替えなどを進めているが、武久会長は「高額と一口に言っても、その金額として、どの程度を求めていくのか。控除対象外消費税の拡大を食い止めるための仕組みについて提案していくことが必要だ」とも述べた。

さらに「2012年度診療報酬改定は医療機関の機能分化を促す方向を提示したことで、一定の評価がされている。消費税問題によって病院が勤務医の処遇改善を進めることができない事態とならないよう、医療関係団体と厚労省が結束して知恵を絞っていくべきだ」と指摘した。

## 平成28年度税制改正大綱

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

## 平成29年度税制改正大綱

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

## 平成30年度税制改正大綱

医療に係る消費税のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、平成31年税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。

# 控除対象外消費税問題解消に向けての考え方

日本病院団体協議会

- 控除対象外消費税の診療報酬への転嫁は、基本診療料・調剤基本料へのきめ細やかな配分により精緻に行い、定期的に検証することは当然である。
- 同時に個別医療機関等に生ずる補填のばらつきを診療報酬のみで対応することが困難であることは周知の事実である。医療界は個々の医療機関に対応可能な新たな仕組みを創設することで要望を一本化していることから、病院団体は全ての医療機関に公平な仕組みが作られ、そのすみやかな実現を強く要望する。
- 法人税によって控除対象外負担を控除する方式は、公立・公的・学校法人、社会医療法人等、公益性が高く、地域医療確保の中核をなす医療機関が対応できず、その存続が極めて困難となることは明白である。したがって全ての医療機関が不公平にならないように実効性のある対策が必要である。
- これらの対応が実現しない場合には、今後も継続的に医療機関に係る控除対象外消費税問題の抜本的な解決に向けての引き続きの検討を要望する。

このまま消費税が10～20%になれば、  
民間病院は病院のリニューアルは  
不可能であり、医療資源は廃墟となる。  
日本の70%以上の医療を担う民間病院  
の廃退は国民の健康な生活を奪う。

病院病床は全国の2次医療圏で  
規制が行われている。  
自由には増やせない。

 社会資源として国が原則の範囲で  
認めているものである。

このように病院は国民のためのものであり、民間でも公的役割を大きく果たしている。病院建築や大型医療機器についてはぜひ消費税の特例を考えて欲しい。

## 耐震・防災・病床再編

### 病院・高齢者施設の施設整備費用に係る対応策

- 消費税率10%への引き上げは、病院・高齢者施設の経営に甚大な影響を与える。
- しかし、その対応策の議論は、診療報酬に反映させるフローの側面に終始し、税負担の増大が顕著な施設整備費用に係る部分が全く抜け落ちている。
- そうした状況を踏まえ、病院・高齢者施設の施設整備費用に係る対応策について、消費税の議論から切り離し、国交省・厚労省にまたがる二つの観点から提言を行う。

## 耐震・防災への課題

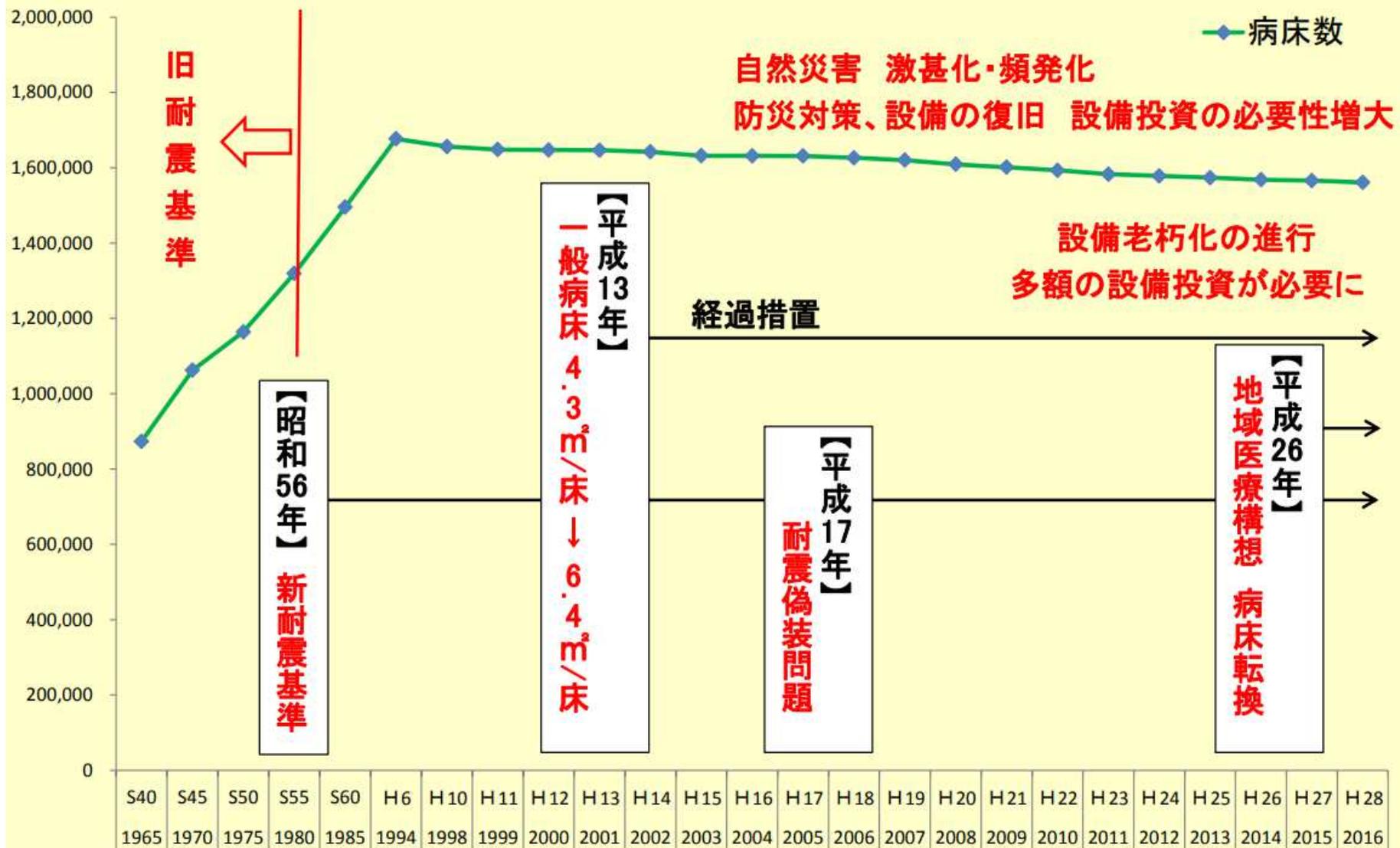
■ 病床の大部分は、昭和60年以前に整備され40年近くが経過。老朽化への対応で、多額の設備投資が必要な時期となっている。

■ 加えて、昭和56年以前の建物(旧耐震基準)は耐震補強が必要で、大規模修繕や建て替えを含めた対応に迫られている施設が数多く存在する。

(30万床程度存在すると推定される 4.3m<sup>2</sup>/床の経過措置病床の問題)

■ また、激甚化・頻発化する気象災害に対し、防災対策や被災した設備の復旧など、設備投資の機会が増大している。

# 病床数の推移と施設整備に係る事項



## 平成29年度 病院・施設の工事請負契約額

平成29年度の国土交通省が調査した病院・福祉施設の工事实績は官民合せて2兆円となっている。

国土交通省 発注者別・工事種類別請負契約額より

平成29年度 病院・施設の工事請負契約額 国土交通省の資料をもとにした推計値		2,006,910百万円
公共機関からの受注工事		1,383,222百万円
民間等からの受注工事		623,688百万円